

2020年11月18日

賃貸住宅オーナー様向け家賃補償保険の引受上限引き上げで販売好調 ＝3か月で2,000件成約＝

大東建託グループの少額短期保険ハウスガード株式会社（代表取締役社長：加科 真）は、2020年7月より、大東建託グループが管理する賃貸住宅のオーナー様向けの家賃補償保険「オーナーズガード」を改定し、引受額の上限を2倍に引き上げました。その結果2020年7月より3か月間で2,000件成約し、その内300件は上限の引き上げを適用した契約です。また、保有契約件数も68,000件を超えています。

本改定により複数棟所有し、従来当社が設定していた引受額の上限規制により一部の棟のみしか加入できなかったオーナー様の場合でも、加入可能棟数が増え、火災や近年頻発している自然災害による家賃損失への備えを充実させたことに評価をいただいたものと考えています。

また、当社では新しい生活様式に相応しいスマートフォン申し込みとSMS（ショートメッセージサービス）を組み合わせた非対面・非接触型の保険募集手法を入居者様向け及びオーナー様向けの双方の商品に既に導入しており、お客さま、代理店から好評をいただいております。今後もお客さまファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいきます。

1. 改定対象の保険商品

○賃貸住宅経営あんしん補償保険「オーナーズガード」

2. 商品改定の内容

オーナーズガードは火災や水災の事故により損失した賃貸住宅の家賃を補償する保険ですが、その事故の種類により、被害の範囲は大きく異なります。複数の棟を所有されている場合、火災等が発生しても、複数の棟にまたがった被災はまずありません。したがって、引き受け限度額を引上げて、少額短期保険の1事故での支払限度額1,000万円を超えることはなく、損失家賃は実質補償されることとなります。一方、水災等の場合は、複数の棟が同時に被災し、損失家賃額が1,000万円を超える可能性があります。1事故の支払いは1,000万円が限度となります。そこで、今回の改定では、支払限度額1,000万円は据え置きつつ、引受上限を従来の2倍に引き上げ、かつ1事故で1,000万円を超える可能性のある事故の補償相当分の保険料を割り引く（従来の水準に比べ約40%少ない保険料とする）こととしたものです。

<例> 2棟所有の場合（オーナーズガードは最大6か月分の家賃を補償）

A棟
補償対象家賃
900万円

B棟
補償対象家賃
600万円

<従来>

A棟、B棟いずれか一方の棟のみ加入可能

<改定後>

A、B両棟加入可能、

ただし被災時の補償は1,000万円限度

3. 効果

大東建託グループが管理する賃貸住宅のオーナー様の中には、複数棟を所有されている方が多くいらっしゃいますが、従来オーナーズガードに加入できなかった棟も今後加入できるようになり、安心して賃貸業を営んでいただくことが可能となります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
少額短期保険ハウスガード株式会社 業務企画管理部 西村
TEL：03-6718-9240